平成23年度 包括外部監査(監査対象:教育委員会事務局)

十版 2 3 年度 包括外部監査 (監査対象: 教育安員会 指摘の概要	措置内容	措置状況
. 教育委員会事務局 社会教育部		
【2】スポーツイベントの推進事業		
(4)監査の結果		
1.補助金交付申請書の審査の未実施について		
「財団法人神戸市体育協会のスポーツ振興等に	平成 24 年度より、予算要求時だ	措置済
関する補助金交付要綱」によると、補助金の交付	けでなく、交付申請時においても、	
の決定は、交付申請書の内容について審査を行い	予算に基づき実施する事業につい	
補助金交付決定を行い、補助金を交付しようとす	て、改めて内容が分かる資料を求	
る者に通知するものとされる。	め、審査することとした。	
しかし実務上当該補助金は、予算要求の際に金		
額決定に必要な資料を徴求して審査を行い、金額		
が決定されている。このため、補助金交付申請書		
については予算要求時と金額が整合しているかを		
確かめるのみで、その内容の審査は行われてな		
かった。予算要求に係る資料を閲覧したところ、		
内容に問題は認められなかったが、補助金交付要		
綱に定められている以上、交付申請書の審査を行		
い、審査の記録を保存すべきである。		
(スポーツ体育課)		
【2】学校における備品の管理事務		
(4)監査の結果		
2.借入物品の管理(台帳整備、現在高の報告)に		
ついて		
すべての学校で借入物品については台帳による	学校園のリース物品の一括借入れ	措置済
管理対象外と認識しており、台帳は作成されてい	の契約所管課において、平成 24 年	
なかった。	9月より管理簿と借用物品番号票を	
小中学校の事務室に設置の財務会計システム端	整備し、リース物品に借用物品番号	
末のパソコンとプリンターについては、リース契	票を付けてから、管理簿と合わせて	
約途中の解約は実質的に不可能であり、通常の備	設置している。	
品と実質的には同じである。神戸市物品会計規則	また、備品の適正管理について改	
どおり、リース物品についても、台帳を作成し、	めて通知し、徹底を図った。	
年に 1 回は物品との照合を行うよう、担当課は		
各校に指導すべきである。		
(学校整備課)		